

平成30年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月20日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者10,600名（製造委託等^{（注1）}7,593名、役務委託等^{（注2）}3,007名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者56,500名（製造委託等43,633名、役務委託等12,867名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	近 畿	全 国	近 畿
平成30年度		60,000	10,600	300,000	56,500
	製造委託等	39,175	7,593	211,741	43,633
	役務委託等	20,825	3,007	88,259	12,867
平成29年度		60,000	10,600	300,000	56,500
	製造委託等	38,680	7,590	208,513	43,440
	役務委託等	21,320	3,010	91,487	13,060
平成28年度		39,150	6,960	214,500	40,400
	製造委託等	25,696	5,023	151,912	31,381
	役務委託等	13,454	1,937	62,588	9,019

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,197件（製造委託等949件、役務委託等248件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,182件（製造委託等939件、役務委託等243件）、下請事業者等からの申告によるものが15件（製造委託等10件、役務委託等5件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,395件（製造委託等1,099件、役務委託等296件）であり、このうち、1,389件（製造委託等1,095件、役務委託等294件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。指導を行った主な事件の概要は別紙のとおりである。

なお、措置件数の1,389件（前年度比8.3%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注2)				処 理 件 数				
						措 置			不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	近畿	1,182	15	0	1,197	0	1,389	1,389	6	1,395
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	近畿	939	10	0	949	0	1,095	1,095	4	1,099
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	近畿	243	5	0	248	0	294	294	2	296
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	近畿	1,459	10	0	1,469	1	1,281	1,282	5	1,287
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	近畿	1,120	8	0	1,128	1	982	983	2	985
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	近畿	339	2	0	341	0	299	299	3	302
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	近畿	1,255	23	0	1,278	2	1,271	1,273	2	1,275
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	近畿	978	17	0	995	2	993	995	2	997
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	近畿	277	6	0	283	0	278	278	0	278

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,714件となっており、このうち、製造委託等に係るものが2,209件、役務委託等に係るものが505件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,217件（類型別件数の合計の44.8%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが968件、役務委託等に係るものが249件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,497件（類型別件数の合計の55.2%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が560件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の37.4%）、②買ったたきが401件（同26.8%）、③下請代金の減額が216件（同14.4%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は1,241件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が420件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の33.8%）、②買ったたきが347件（同28.0%）、③下請代金の減額が184件（同14.8%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は256件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が140件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の54.7%）、②買ったたきが54件（同21.1%）、③下請代金の減額が32件（同12.5%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(％)]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	近畿	1,070	147	1,217	15	560	216	5	401	17	30	112	98	40	3	1,497	2,714
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	近畿	850	118	968	13	420	184	5	347	13	30	109	85	32	3	1,241	2,209
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	近畿	220	29	249	2	140	32	0	54	4	0	3	13	8	0	256	505
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	近畿	970	123	1,093	7	565	163	3	314	30	19	89	66	12	0	1,268	2,361
製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	近畿	756	100	856	6	413	135	3	266	21	18	87	56	10	0	1,015	1,871
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	近畿	214	23	237	1	152	28	0	48	9	1	2	10	2	0	253	490
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
	近畿	1,068	132	1,200	7	406	115	5	211	7	11	63	53	11	0	889	2,089
製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	近畿	838	102	940	7	306	96	5	181	6	11	61	46	8	0	727	1,667
役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
	近畿	230	30	260	0	100	19	0	30	1	0	2	7	3	0	162	422

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者13名から、下請事業者173名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2381万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者4名から、下請事業者10名に対し、1311万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	近畿	4名	10名	1311万円
平成29年度	全国	140名	7,659名	16億7800万円
	近畿	8名	3,908名	2849万円
平成28年度	全国	131名	4,060名	18億4452万円
	近畿	8名	408名	9468万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者7名から、下請事業者23名に対し、831万円の遅延利息等が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	近畿	7名	23名	831万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	近畿	6名	303名	1812万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	近畿	6名	57名	476万円

ウ 買ったたき事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 12 名に対し、226 万円が返還された（第 6 表参照）。

第 6 表 買ったたき事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 30 年度	全国	3 名	14 名	244 万円
	近畿	1 名	12 名	226 万円
平成 29 年度	全国	1 名	1 名	289 万円
	近畿	—	—	—
平成 28 年度	全国	1 名	10 名	8411 万円
	近畿	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

エ 購入強制事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 128 名に対し、11 万円が返還された（第 7 表参照）。

第 7 表 購入強制事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 30 年度	全国	5 名	152 名	225 万円
	近畿	1 名	128 名	11 万円
平成 29 年度	全国	2 名	10 名	6 万円
	近畿	—	—	—
平成 28 年度	全国	7 名	221 名	2359 万円
	近畿	—	—	—

第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成 30 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 30 年度においては、近畿事務所では 8 回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、近畿事務所では近畿経済産業局と共同して、当該講習会を7府県10会場（うち公正取引委員会主催分4府県5会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。
平成30年度においては、近畿事務所では1,185件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。
平成30年度においては、近畿事務所では8か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

平成30年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。
平成30年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ12回講師を派遣した。

平成30年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① フッ素化合物の充填作業等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、6か月後支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 建築用金属製品の加工を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ ゲームのシナリオ制作を下請事業者へ委託しているC社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 衛生材料の製造を下請事業者へ委託しているD社は、「仕入割」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 包装資材の製造を下請事業者へ委託しているE社は、過去に下請代金の支払を手形払と定めており、下請事業者からの希望で現金による支払に変更して継続していたところ、現金で支払う際に、「金利引」と称して、下請代金の額に、一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 建築用金属製品の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意があるものの、当該書面を合意化せずに振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- 衛生材料の製造を下請事業者へ委託しているG社は、取引先の都合により不要となったことを理由に、当該衛生材料を下請事業者へ返品していた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 機械部品の加工を下請事業者へ委託しているH社は、電子受発注システムを導入していない下請事業者に対し、H社指定の注文書兼納品書を購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 医薬品原材料の加工を下請事業者へ委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 段ボールの製造を下請事業者へ委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（155日）を交付していた。